

中小企業等の範囲

① 中小企業者

業 種	資本金・出資金	常時使用する従業員数
製造業等 (運送業・建設業・鉱業等を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業 (飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医 業	—	個人 100人以下 法人 300人以下

※「資本金・出資金」又は「常時使用する従業員数」のいずれか一方の条件を満たす方が融資制度の対象となります (個人事業主の方は、常時使用する従業員数が該当すれば対象となります。)

② 中小企業団体

(小樽市中小企業等振興条例による)

事業協同組合	企業組合	商工組合連合会
事業協同小組合	協業組合	商店街振興組合
協同組合連合会	商工組合	商店街振興組合連合会

③ その他

(1) 主として、小売業者で構成する団体で市長が認めるもの。(商店街団体)

(2) 上記のほか、特に市長が認めるもの。